

こんな質問をしました

1. 平和・原爆被爆行政について
 - (1) 平和祈念式典
 - (2) 被爆遺構(福岡俘虜収容所第14分所)
2. 人権条例の制定について
3. 学校等施設包括管理業務委託について
4. 住宅リフォーム助成制度について
5. 性感染症対策について



1(1)平和祈念式典

池田 Q1：今年の平和祈念式典はイスラエル不招待に関わる対応がクローズアップされた。イスラエル不招待を決めた判断もその後のG7各国の圧力に屈しなかった市長の姿勢も評価するが、不招待の理由は「不測の事態が懸念されるから」ではなく、イスラエルの国際人道法違反を明確にすべきではなかったか。原爆投下が日本の侵略戦争の結果であったとしても国際人道法に反し許されないのと同様だ。

市長 A1：イスラエルの不招待は政治的な理由によるものではなく式典を安全かつ円滑に運営したいという思いからだ。

池田 2：核兵器禁止条約の批准や核兵器廃絶を求めることも十分政治的だ。むしろ被爆地の市長として政治的メッセージを発するべきだ。来年は被爆80周年。すべての国を招いて戦闘停止や核兵器による威嚇をやめることなども平和宣言の中で発信してほしい。



1(2)福岡俘虜収容所第14分所跡

池田 Q3：長崎スタジアムシティ建設地で福岡俘虜収容所第14分所の被爆遺構が見つかった。爆心地から1.7km、建物上屋は全壊して全焼、基礎部分だけが残った。オランダやイギリスの捕虜8名が亡くなり数十名が負傷した。被爆遺構の取り扱い基準にある「原爆のすさまじさを感じさせる痕跡」があり「当時の社会的状況を示唆」するものだ。2年前に工事関係者から問い合わせがあったのに「被爆遺構とは認められない」という市の判断を受けて工事が進められ、今では通路となっている。いかなる判断、手続きの中で保存に至らなかったのか。

原対部長 A3：2年前、工事関係者から連絡を受け学芸員が現地を確認した。発見された遺構は戦後の土地利用で大幅に削り取られ局所的にしか残っていない。ススやひび割れなど被爆の痕跡も確認できなかったので、保存すべき遺構ではないと判断した。



池田 Q4 : ススやひび割れだけが被爆の痕跡ではない。跡形もなく破壊されたことも被爆の痕跡だ。一部でも残して説明をつければ、社会的状況を示唆する遺構になる。原爆は連合軍の捕虜も無差別に殺戮する残虐兵器だということを示す遺構ではないか。

原対部長 A4 : 平成4年に被爆建造物取り扱い基準を定め、平成5~7年の被災資料審議会(学識経験者と被爆者で構成)で、14分所跡は滅失した被爆建造物であり保存の対象にならないと結論を出している。

池田 Q5 : 30年前の被災資料審議会ではどんな議論があって保存しないことになったかわかっているのか。

原対部長 A5 : 保存期間が過ぎているので議事録は残っていない。



池田 Q6 : 30年前は工場があったので、基礎が見つからない中での判断だったはずだ。今回の工事に出てきた。改めて被災資料審議会を開いて保存すべきか否か審議すべきだった。取り扱い基準の7条にも被災資料審議会の意見を聴くと書いてあるではないか。庁内だけの判断でいいのか。

原対部長 A6 : 市の学芸員が確認したが被爆の痕跡は確認されていない。

池田 7 : 原爆資料館に9名の外国人被爆者の証言が収められているがそのうち5名は14分所で被爆した方々だ。オランダの遺族は毎年のように長崎を訪れている。昨年の14分所追悼記念碑の除幕式には遺族や大使館関係者など70名が訪れて盛大に式典が行われた。涙ながらに抱き合う姿を見た。遺構は遺族にとっては限りなく大事な場所だった。その遺構を残さなかったのは大問題だ。

池田 Q8 : 遺構が見つかったスタジアムはピーススタジアムと名付けられ、平和を謳っている。しかも遺構が発見されたのはスタジアムのど真ん中ではなく、南東部出入り口の通路脇の植え込みの所だ。市の対応次第では残せたのではないか。

原対部長 A8 : 判断を変える時は審議会の意見を聴くが、今回は判断を変える必要がないので審議会の意見を聴いていない。





池田 9：広島もサッカースタジアム建設中に遺構が出てきた。保存状況は良くないが戦前の広島の姿を知ることができるので一部を保存活用すると判断した。市はそのことも知っていたのになぜ保存しなかったのか。スタジアムを訪れる多くの人に平和を発信することができた。ジャパネットHDの人も「平和を発信する気持ちは十分にある。相談に応じる」と言われた。遺構が出た場所に銘板を建てることも含め、被災資料審議会に諮るべきだ。被爆者が少なくなっていく中、被爆遺構が果たす役割は大きい。これから被爆遺構が出た時、保存の可否を市だけで判断するのではなく、被災資料審議会は勿論、公にして多方面から意見を求めるべきだ。

池田 10：いま松山陸上競技場に市民プールを移転させる話も出ているが、あの場所は被爆遺構や拾われなかった遺骨が埋まっている可能性がある。まずは調査が必要だ。そして市民プールの移転・建設を急いで貴重な被爆遺構がないがしろにされることのないようにしなければならない。



池田 11：2000年以降様々な差別をなくすための法律が制定されたが、人権侵害は深刻化、多様化している。これを受けて都道府県や市町村で人権条例が制定されてきている。長崎県議会も条例制定を求める意見書が可決された。長崎市も人権条例を制定すべきではないか。

市民生活部長 A11：第5次総合計画や長崎市人権教育・啓発に関する基本計画に基づいて人権が尊重される街づくり、教育・啓発を推進している。条例制定は県の推移を見守りたい。

2. 人権条例の制定

池田 Q12：「県の推移を見守る」というのが人権条例を制定しない理由になるか。県が制定しなくても条例を制定している都市はたくさんある。人権を守るためにはできる限りのことをすべきではないか。

市民生活部長 A12：県の施策は市の人権政策に関係するので県の推移を見守りたい。

池田 Q13：人権の市民意識調査によると市民の5人に1人は人権侵害を受け、約半数が人権侵害が増えてきたと答えている。基本計画を内容まで知っているとした人は2.4%しかいない。これで基本計画があれば十分と言えるか。

市民生活部長 A13：その意識調査を踏まえて県が検討を進めているので県の推移を見守る。

池田 14 : 長崎市の基本計画は 108 ページある。これを市民が読むと思うのか。計画は政策推進のための行政のものだ。しかし条例は市民のものだ。

池田 Q15 : 条例は目的や基本理念が明らかにされ、長崎市は人権を守る町なのだと宣言する役割がある。また健康増進法の制定で、公共の場からタバコが一扫されたように、法律や条例は社会的動向や認識に強い影響を与える。ネットで部落の地名や個人宅をさらず差別行為が行われているが、計画では有効に対応できない。条例は罰則規定はなくても、差別記載の削除や賠償請求を求める根拠となり得る。それでも条例は必要ないと考えるのか。

市民生活部長 A15 : 基本計画で具体的取り組みを決めて事業を実施している。市民への周知と人権意識の高揚に努めていく。

池田 16 : 計画に書かれている施策を市民の 2.4%しか知らない。市民の 5 人に 1 人は人権侵害をされたと思っている。人権侵害でつらい思いをしている人の立場に立てば、条例制定は必要だ。

池田 Q17 : 来年度から学校等施設包括管理業務委託が始まるが、修繕などの工事の地元業者への発注が減るのではないかと。

教育長 A17 : 包括管理事業者が発注する修繕業務等は、発注率、件数、金額について現行水準と同等以上の条件で市内業者を活用すると仕様書に書いてある。

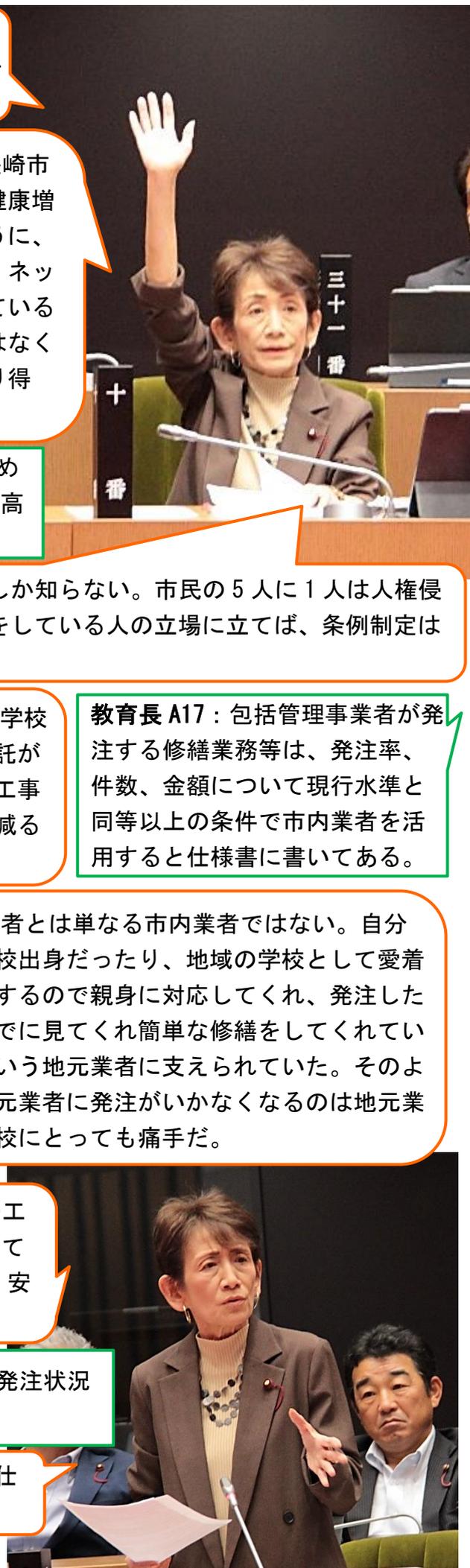
3 学校等施設包括管理業務委託

池田 18 : 地元業者とは単なる市内業者ではない。自分や家族がその学校出身だったり、地域の学校として愛着をもっていたりするので親身に対応してくれ、発注した仕事以外もついでに見てくれ簡単な修繕をしてくれていた。学校はそういう地元業者に支えられていた。そのような良心的な地元業者に発注がいなくなるのは地元業者にとっても学校にとっても痛手だ。

池田 Q19 : これまでは年間 2 千件、計 3 億数千万円の工事を学校ごとに発注し、200 以上の地元業者が受注していたが、今後は包括管理事業者が使いやすいところ、安いところばかりを選ぶのではないかと。

教育長 A19 : 市内業者を最大限活用するのが基本。発注状況や業務履行状況などモニタリングを実施していく。

池田 20 : 建設業は後継者不足が深刻だ。地元業者に仕事が回るように方策を考えるよう求める。





池田 Q21：学校庁務員が包括管理業者から派遣される民間作業員に置き換えられることは教職員の負担増につながるのではないかと。

教育長 A21：学校庁務業務は提供サービスの均一化を図り、教職員の負担軽減を図る。

池田 Q22：委託先公募の際に学校庁務員の業務一覧が示されたが、庁務員は事務補助も含めて示された業務以上の仕事をしている。清掃や修繕、除草など数え上げられるものだけでなく、名もなき庁務員業務がいっぱいある。ある校長先生は隙間業務をだれが埋めるかが課題と仰った。たくさんの子どもが生活する学校は毎日想定できない問題や手間が生じる。これまでは教職員と庁務員が少しずつ持ち出して何とか学校が回っていた。ところが庁務員が決められた仕事しかなくなると確実に教職員の負担が増える。

教育長 A22：教職員が担っていた業務で作業員が実施できるものはないか今後整理をして、仕様書に盛り込むことにより教職員の働き方改革につなげたい。

池田 Q23：学校ごとに施設も子どもたちも違う。学校の状況に合わせて庁務員さんは柔軟に仕事をしてくれている。庁務員の仕事を一律にするのが問題だ。作業員は勤務時間も短くなる。教職員の負担は確実に増えるので、スクールサポートスタッフ (SSS) の配置をお願いする。



4 住宅リフォーム助成制度



池田 Q24：今年度に入って住宅リフォーム補助制度の申請が増加している。7/1 から始まった第2期募集は、即日で予定枠の1.3倍の申請があり受付終了。117件が交付不可となった。市民ニーズに応えきれていない。予算の増額が必要ではないか。

建築部長 A24：住宅リフォーム補助金については市民ニーズが高いことは承知している。空き家対策や市営住宅の改修など取り組むべき住宅施策も多い。限られた予算の中で優先度を勘案し検討していく。

池田 Q25：住宅リフォームは、バリアフリーなどを求める高齢者世帯の増加、災害の多発、脱炭素・省エネ志向などを背景に全国的にも需要が増えている。住宅リフォーム助成は住宅政策、建設技能者の後継者育成のみならず、経済政策、環境政策、福祉政策でもある。もっと予算増額を求めまあーす！

5 性感染症対策

池田 Q26：保健所における性感染症の無料検査については匿名実施のみならず年齢制限や未成年の保護者同意、検査時間や予約方法などについて改善する考えはないか。

市民健康部長 A26：近年梅毒を始め性感染症が増加している。早期発見・治療のために検査の受診を促している。いま匿名検査の実施に向けて準備を進めているが、年齢制限や検査時間帯、予約方法についても他都市を参考に見直していく。但し、未成年の保護者同意については採決後の不測の事態にも備える必要があるので条件緩和は難しい。

池田 27：保護者同意についての答弁は理解するが、性感染症の背景は様々で性虐待も考えられる。保護者に相談できずに困っている子どもを放置することにならないように何らかの対応を求める。また佐世保はLINEによる24時間受付をしている。若年層向けに電話以外の予約方法を工夫してほしい。

池田 28：性感染症対策には検査の促進という対症療法も必要だが、性感染症の予防のためには「包括的性教育」が必要だ。日本における性感染症の増加は性教育が行われていないこと、従来型の性教育しか行われてこなかったことが背景にあると考えられる。「包括的性教育」は自分や相手の体や心について理解を深め大切にする教育で、性行動を慎重にさせるという結果も出ている。

池田 29：アマランス派遣講座を利用した外部講師による「包括的性教育」を行っている学校が急増し、アマランス派遣講座では対応が難しくなっている。市教委として「包括的性教育」が行えるよう体制を整えてほしい。

まだまだ残暑が厳しいようです。

どうぞご自愛ください。



市民クラブ 池田章子

2024年9月